

監査請求に関する動議

次の事項につき、地方自治法第 98 条第 2 項の規定により、監査委員に対し、監査の請求をされるよう会議規則第 16 条の規定に基づき動議を提出します。

令和 6 年 3 月 1 8 日

提出者 佐藤 誠洋

1 監査を請求する事項

(1) 大森浄化センター整備工事における水槽補修にかかる工事負担分の支払いについて

2 理由

上記工事における調査については、「大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会」に委任されており、その調査の中で、水槽 J V が施工した水槽補修工事における工事負担分について、市が建築 J V に支払ったことが分かった。別紙報告書にあるとおり、本来、水槽 J V が建築 J V に支払うべきものを、水槽補修が建築工事期間内に行われていたことから建築工事の契約事項により市が建築 J V に対し立て替える形で支払い、水槽 J V に対しては水槽工事の契約事項により損害賠償請求をしたものである。

この契約事項に基づいた支払いの仕方は適切であったのかについて、監査委員の意見を求める必要がある。

3 期限

令和 6 年 6 月定例会開会まで